

G H Q 憲法草案第八二条の皇室財政規定と「世襲財産」

山 田 亮 介

- 一 皇室の「世襲財産」と「私的財産」
- 二 世伝御料と普通御料の関係について
- 三 G H Q 憲法草案第八二条と世襲財産の意義
- 四 総括

一 皇室の「世襲財産」と「私的財産」

これまでの筆者の研究では、戦前は明治期から現在に至るまでの皇室財政制度の変遷や、それに伴う憲法および関係諸法令の問題点を考察してきた^①。本稿では日本国憲法制定経緯の中で「世襲財産」の文言がはじめて登場するG H Q 憲法草案（いわゆるマッカーサー草案）の成

立に着目し、当時のG H Q 内部では皇室財産の性格がどのように議論・理解されていたかについて言及する。

そもそも「世襲財産」という用語は、戦後の憲法・法律には存在しない。戦前においてもわずかに華族世襲財産法によって華族に世襲財産保有が認められていたのみで、皇室の世襲の財産は別に「世伝御料」という文言が用いられていた。しかし占領期、八八条の制定過程において日本とG H Q の間でなされた議論の中心的なテーマの一つは、憲法草案第八二条中に突如現れた「世襲財産」の文言に関する解釈問題であった。日本は何と כאשר「世襲財産」に収益性のある財産を含めて解釈しよう

としたのに対し、GHQは再び皇室に膨大な財産貯蓄がなされないようにするため、収益財産を含めないスタンスを固持していた。そこで今一度GHQ憲法草案ができあがる以前において、GHQ内における皇室財産、なかならず世襲の財産に対する認識を探ることに意義が生まれるのである。

またこのことは、現在においても意味がないわけではない。昭和天皇崩御に際して皇室財産に相続税が課税されたとき、非課税の財産（相続税法第一二条第一号の御由緒物）と、課税対象となる財産に仕分けがなされた。戦後長らく、この御由緒物の具体的範囲は明らかにされなかったが、皇室が従来所有してきた「御物」のすべてを「私的財産」とすれば課税額が莫大になるため、皇室所有の美術品約四六〇〇件は、国有財産約三二八〇件、御由緒物五八〇件、御物のまま相続されるもの約八〇〇件^②というように分類整理された。ところがこの分類作業によって明確な線引きの基準が設けられたわけではなく、非課税とされる世襲の御由緒物と課税される私的財産の差異は不明瞭のままである。事実、通説的見解は、皇室の世襲の財産も私的財産の一つであるとしている^③。皇室

財産の公私の問題や法的性格を今後引き続き研究するうえで一つの足がかりとするためにも、GHQ憲法草案起草過程における皇室財産および世襲財産に対するGHQ側の認識を明らかにすることを本稿のテーマに据えた。その際には、戦前の皇室財産たる「御料」もGHQ内で議論の対象となったので、次項においてまずは戦前の「世伝御料」と「普通御料」について概観しようと思う。

二 世伝御料と普通御料の関係について

戦前、国法は二元主義を採っていた。憲法を頂点とする国務法体系と、皇室典範を頂点とする皇室法体系である。明治時代になって、日本はいちはやく西欧の立憲君主制を導入し、整備する必要に迫られた。この要請は、皇室財政という分野においては、皇室固有の財産設定という形で現出した。明治九年元老院で「日本（帝国）国憲按（第一次案）」が起草されることになるが、その調査書類の中では、古来日本において国土はすべて天皇が有していたが、政府所有や民有の土地ができた今、皇室にも財産を設定する必要性がでてきた旨が記されている^④。同年、皇室財産設定に関する建議が内閣顧問の木戸孝允

によって出されてから本格的に皇室財産に関する論議が始まる。そして明治一七年一月には、大蔵大臣松方正義による建議が認められ、その翌年に日本銀行及び横浜正金銀行の株式が帝室御資に編入されたことで、ここに初めて皇室財産が設定されることになった。こうして皇室財産形成が先行する中、帝国憲法と旧皇室典範をはじめ皇室財産令（明治四三年皇室令第三三号）や皇室会計令（明治四五年皇室令第二号）、皇族遺言令（大正一〇年皇室令第一五号）といった皇室財政に関する法制度が順次確立されていった。^⑤ 旧皇室典範には、皇室財産について以下の二ヶ条が置かれている。

第八章 世伝御料

第四五条 土地物件ノ世伝御料ト定メタルモノハ分割譲与スルコトヲ得ス

第四六条 世伝御料ニ編入スル土地物件ハ枢密顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ宮内大臣之ヲ公告ス

皇室財産（御料）には世伝御料と普通御料があり（皇室財産令第一条）、旧皇室典範には世伝御料のみが規定された。世伝御料の詳しい内容および普通御料に関しては、皇室財産令にその規定が置かれている（同令第四条

（第二〇条）。世伝御料というのは、皇室の財産の中でも特に皇位の継承と共に、将来に受け継がれていくもので、天皇であっても永久に分割・譲渡できない世襲の財産である（旧典範四五条）。世伝御料の特徴としては、他に以下の諸点が挙げられる。^⑥

（一）皇位継承に伴って所有権が移転する。よって、皇位継承者以外は享有することができない。^⑦

（二）国税その他、公の賦課を課税されない。^⑦

（三）非分割・非譲渡性に基づいて、世伝御料を目的物とした契約（処分行為）につき、善意の第三者の相手方に対しても契約は無効となる。

（四）善意・悪意を問わず、事実占有による取得時効（それに伴う所有権移転）も認められない。^⑧

（五）原則として一般私法や法律の適用を受けない。^⑨

（六）世伝御料は土地建物といった不動産のみである。^⑩

元来、世伝御料の趣旨は、皇室財政を議会の干渉の外に置くことで皇室の尊厳を保持し、その経済的基盤を強固にすると共に将来にわたって皇室の財産が散逸することを防ぐという点にある。（二）に挙げた御料の非課税についても、帝国憲法第三条の天皇の神聖不可侵性から

導かれる当然の結果であつたし、そもそも皇室法体系は国務法体系たる一般公法の適用外にあるということもその根拠の一つと言える。一方で、このような性格を有する世伝御料に対して、通常の財産を普通御料と言ひ、こちらの方は自由に分割譲渡することができるとされた。その性格に関して世伝御料との比較でみる限りは、

普通御料を私的財産であると考えることもできるかもしれないが、それがただちに国民一般にいうところの私的財産と同義ではなかつたという理解のほうが正しいと思われる。普通御料については皇室財産令第一八条から第二〇条に規定が置かれている。世伝御料に関する規定に比べればその簡素さが目立つが、たとえばその管理については、「其ノ種類ニ従ヒ必要ナル帳簿又ハ目録ヲ設ケ之ニ其ノ現況価格及異動ヲ登録シ土地ニ付テハ図面及疆界簿ヲ添附スヘシ」(同令第一八条)とあるし、その際作成された帳簿や目録は「主管部局ニ於テ保管ス」べきものとされた(同令第一九条)。また同令第二〇条では「内廷ニ属スル財産ノ管理ニ関スル規程ハ宮内大臣勅裁ヲ経テ之ヲ定ム」と定められた。ここに言う「内廷ニ属スル財産」というのは、いわゆる皇室の私的な財産とい

う意味であろう。¹¹⁾これらの規定をみるかぎり、普通御料の管理や運用の実態は世伝御料に劣らず厳格であり、西欧王室の立憲君主制に見られる公私の区別が、皇室財産において明確になされていた¹²⁾とは言い難い。このような公私の不明確性に関連して有賀長雄は、次のように述べている。

——宮中の官吏は君主の一身に奉仕するものなれば、以つて国家の官吏と区別すべしとの理論を採用したりと雖も、本邦と泰西の立憲諸国と君主の権力遷転に於ける歴史を異にするが故に、泰西に於ける宮中府中の関係は直に以つて日本の朝廷に採用すべからず。：(中略)：更に精密に之を言へば、欧州の各立憲君主国は封建諸侯の家督国家 (Patrimonial State) より一転して立憲国家の組織に移りたるものなり。：(中略)：日本に於ては所謂家督国家の観念は啓国¹³⁾以来に於ける天皇権力の法理と相容れず、「しらす」と「うしはく」の区別は上古に於て已に存し、：(中略)：大化改新に至りて此観念は益々明確を加へ皇族私領の土地人民に至るまで悉く廢して国家の土地人民と為し、天皇は国家の公務として之を「しらせ」給へり。——¹³⁾

明治以来、宮中と府中を西欧に倣って法制度上においても現実においても区別しようとしてきたが、実はそれが困難であったこと、皇室の統治のあり方は家督国家（家産制国家）にその起源を持つ西欧王室とは歴史的に異なっていることを指摘している。他方、穂積八束の行つた皇室典範に関する講義の中には、世伝御料と普通御料についての説明がある。

——世伝御料というのは、皇室典範において定められた言葉であるが、古来には屯倉というものがあつて、これと趣意は同じものである。：（中略）：外国においては、君主の財産と国家の財産とは分かれたものではなかつた。よつて、様々な政務にかかる費用は全て君主の私産が用いられていた。しかし、のちに国務が複雑多様化し始めると、費用も膨大になり、そこで君主の一家の財産と国庫とを分けるようになる。：（中略）：さらに君主の一家の財産の中でも、君主一個人の私有の財産と王室に属するところの家産に分けられてくる。このことは我が皇室の沿革とは異なっているが、我が国における普通御料と世伝御料の区別に似ている。¹⁴

確かに日本は西欧の君主財政制度と同様に、皇室の公

私を財政面においても分けようとした。しかし西欧の王室と日本の皇室とはそもそも歴史的経緯が違ふ。西欧王室がもともと私事として私領を支配していたのに対し、国の統治を公事としてきたのが天皇なのである。¹⁵ところが、近代立憲君主制を採用した後も、天皇に「私なし」とする伝統的な皇室観が、西欧の公私をわける王室観と混在していた。このことは皇室財政において「皇室の経理は一般人民の一家の経理とは其の根本に於て全く其の精神を別にし、其の経理は私的なものではなく、公的なもの」¹⁶という考え方にも通ずる。我が国では、世伝御料と普通御料の別を問わず、皇室財産は公的性格の強いものとして捉えられていた。たとえば、戦前の宮内省秘書課長であつた酒卷芳男は、御料の性質の特殊性に着目した上で、その公的性格を理由に御料を一種の法人（御料財団）と考へていた¹⁷、美濃部達吉はこの当時の皇室財産について、「従来の国法は皇室が法人として自ら財産権の主体となることは之を認めて居ない」と述べている。¹⁸これらの考え方は、世伝御料のみならず普通御料も含めた御料の法的特殊性を表していると言えるだろう。明治二三年には、世伝御料として御料林が勅定され、¹⁹以後の

御料は、毎年国庫から定額支出される皇室経費や、地金銀、登録国債、公債、牧場地、鉱山、温泉地などからの収益もあつて、莫大な価額になつていった。

本章では戦前における皇室財政制度の中でも世伝御料および普通御料の性質を中心にみてきた。戦前の皇室財産がいわば公的性質を持つものとして広く考えられていたこと（公私の不明確性）、そのような財産に対して課税するという発想がなかったという点は、現在の皇室財産の性格を考える上でも重要な判断材料を提供するものである。これを踏まえて次章では、日本国憲法成立経緯の中でも、とりわけ一九四六年二月一三日に完成するGHQ草案成立までの議論に焦点を絞つて検討を加える。

三 GHQ憲法草案第八二条と世襲財産の意義

〈皇室財産処理―凍結と課税〉

一九四五年八月、太平洋戦争終結によつてポツダム宣言を受諾した日本は、連合国軍の占領体制下におかれたポツダム宣言中、占領後の日本管理の根本方針をあらわした箇所には、皇室財政についてはもちろん皇室につい

て何ら言及されていなかった。皇室財政の問題について占領軍の管理方針が最初に明確にされたのは、「降伏後における米国の初期の対日方針（SWNCC 150/4/A “U.S. Initial Post-Surrender Policy for Japan”）」²⁰においてである。これは、八月末に国務・陸軍・海軍三省調整委員会（SWNCC）によつて作成され、九月二二日に国務省より発表された。この文書は、第一部究極的目的、第二部連合国の権力、第三部政治、第四部経済の四部に分かれる。このうち第四部の経済では、日本の経済と財政に関する処理方針が示されているが、その最後の九項（Part V 9）に「皇室財産」の一項が設けられ、「皇室の財産は、占領の目的を達成するに必要な措置から免除されることはない」ものとされた。²⁰この基本方針の提示に伴つてGHQは、昭和二〇年九月二二日付「金融取引の統制に関する件」と題する通達²¹において、皇室財産の現況に関する報告を日本に求めている。これによつて、昭和二〇年の皇室費収支や予算、そして昭和二〇年九月一日現在の皇室財政現況報告などが一〇月三〇日に宮内省より公表されることになる。ここで公表された皇室の財産総額は、美術品・宝石・金銀塊等及び

一般皇族の財産を除いた現金および有価証券、土地建物、木材だけで一五億九〇六一万五五〇〇円にのぼった。²²⁾

このような皇室財産についての評価・調査作業の後の一月一日、経済科学局 (ESS) 金融課長クレマー (Raymond C.Kramer) によって、「この命令が強調しようとするところのものは、金融・経済・財産の分野において、民間のカルテル (財閥) と皇室との間になんら区別を設けない」という内容を含む凍結指令勧告が日本政府に対してなされた。²³⁾ そしてこれに基づいて一八日に「皇室財産凍結に関する覚書」が正式に公布された。²⁴⁾ この覚書の内容は、①司令部の事前の許可のない皇室財産を含む一切の取引の無効措置を講じること、②一九四五年八月一日以降の取引について、皇室の通常経営に必要でないものの全部無効、③特別な取引 (a) i 項に列挙²⁵⁾ に該当しない宮内各機関の通常活動の継続と支払いの許可、④一九四六年度本予算の司令部への提出およびその期限と、一九四五年会計年度に基づく今後の支出について本司令部からの許可の必要性、⑤本覚書以前の皇室財産に関する非公式の貸借表の審査・確認および不正確な点の訂正、⑥本覚書の内容を実行す

るためにとられた措置の司令部への報告義務、というものであった。経済科学局は、戦後比較的早い段階から、莫大な皇室財産に対して税を課すことによって戦時補償に充てるという政策目的を持っていたので、皇室財産の取引や譲渡の一切を制限するこの凍結措置はそのための準備であったと言える。²⁶⁾ この後一月二四日付で、「戦時利得の除去及び国家財政の再編成に関する覚書 (SCAPIN NO.337)」が発せられることになる。²⁷⁾ ここでは、戦時利得税と財産税の創設について、および細かいところでは、公債、借入金、信用の授受、補助金の交付、租税の減免、その他の恩典の賦与、不動産、固定資産その他国有企業の払い下げ、に対する認可制と、財産税法の法案提出期限・制定手続きなどが命令されている。そして最後の部分において「皇室も右計画より除外せられざるべし」という一項目が置かれた。このことは、従来非課税とされてきた皇室財産に対して課税がなされるといふ重大な意味を持っていたのである。

〈GHQ草案第八二条における世襲財産除外規定〉
財産税の賦課という形で皇室財産処理の計画が進む一

方、新憲法制定作業も始まっていた。ところがGHQは、初期の日本政府から提示された憲法改正案を依然保守的な内容であるとして認めなかった。GHQ総司令官マッカーサー (Douglas MacArthur) は、民政局 (GS) 局長ホイットニー (Courtney Whitney) に一九四六年二月三日、憲法改正の柱とすべきいわゆるマッカーサー三原則 (第一の原則に、憲法に基づいた元首としての天皇とその世襲制に関する内容がある)²⁸⁾に則って日本政府を「指導 (guide)」するための憲法改正案を総司令部で作成することを示し、翌四日の会議で民政局員に伝えた。²⁹⁾約一週間という短期間の作業の後、二月一三日にGHQから改正憲法案が日本政府に提示されることになる。それが、いわゆるGHQ草案 (マッカーサー草案) である。GHQ草案では、皇室財産に関して次のように規定された。³⁰⁾

Article LXXXII

All property of the Imperial Household, other than the hereditary estates, shall belong to the nation. The income from all Imperial properties shall be paid into the national treasury, and allowances and expenses of

the Imperial Household, as defined by law, shall be appropriated by the diet in the annual budget.

GHQ草案第八十二条「世襲財産ヲ除クノ外皇室ノ一切ノ財産ハ国民ニ帰属スヘシ。一切ノ皇室財産ヨリ収入ハ国库ニ納入スヘシ。而シテ法律ノ規定スル皇室ノ手当及費用ハ国会ニ依リ年次予算ニ於テ支弁セラルヘシ。」

このGHQ草案の段階で憲法草案の皇室財産の条項に「世襲財産を除く (other than the hereditary estates)」という文言が初めて現れる。世襲財産以外のすべての皇室財産は国に帰属するという趣旨の規定であるが、この文言が挿入されたことによって、これ以降の日米の折衝において世襲財産の性質や範囲が盛んに議論されるようになった。³¹⁾なぜなら、世襲財産であれば国有化を免れるからである。日本政府は、この世襲財産の中に収益性のある財産をなんとか含めて考えようとした。これに対してGHQは、そのような財産を世襲財産に含めてしまうことで、将来再び皇室に莫大な財産貯蓄がなされてしまうことを防止するという態度で臨んだのである。ところが同年八月六日、GHQは従来の態度から一転して、世

襲財産の文言そのものを削除したホイットニー修正案を日本政府に提示した³²。ここでは以下のように規定されることになる³³。

ホイットニー修正案第八十四条「すべて皇室財産は国に属する。すべて皇室の費用は国会の議決を経なければならぬ。」

結局、世襲財産の文言が削除されたこの修正案が現行の日本国憲法第八八条の素地となった。新憲法の制定をめぐる議論の中、およそ半年の間で削除された世襲財産に関する規定だが、GHQ草案段階においては、どのような意義を持っていたのか。

〈GHQ草案起草過程と皇室財政規定〉

一九四五年一月二日からモスクワで行われた米英ソ三国外相会議において、従来の極東諮問委員会（F E A C）にとつてかわり、日本の占領管理に大きな権限を有する極東委員会（F E C）が設置されることが決まった。これによって、憲法問題を含むGHQの対日権限は、後に極東委員会の影響下に置かれることになる³⁴。翌一九四六年一月一七日には、GHQは極東委員会調査団

（後の極東委員会）と会合をおこなっている。この会合では、民政局は調査団に対して、自分たち民政局の、とりわけ行政課（Public Administration Branch）の概要（組織・役割・活動）を説明したあとで、日本の議会や政党の現状等について解説をしている³⁵。その後の質疑応答では、憲法改正に話が及んだ。調査団のフィリップン代表トマス・コンフェッソル（Tomas Confessor）からは、「憲法改正についてあなた方（民政局）は検討しているか」という問いかけがあったが、これに対してケーディス（Charles L. Kades）行政部長は、それを否定した上で、日本の憲法改正を極東委員会の管轄権限内、つまり極東委員会の付託条項の範囲に存する事項である旨を確認している。また二日後の一月二十九日にはマッカーサー自身も調査団に対して、憲法改正問題につき日本政府へは示唆のみに留まっていると述べていた³⁶。ところが二月一日、憲法問題調査委員会の試案が毎日新聞にスクープされると、事態は急転する。ホイットニーは、マッカーサーに宛てて、「最高司令官のためのメモ 憲法の改革について」と題する文書を送った。この中で強調されている点は、憲法改正について、極東委員会の政策決定が

ない限りは、日本の占領と管理に関する他の重要事項の場合と同様にマッカーサーがその権限を有するという内容であった。³⁷⁾ もともと日本の憲法改革について調査および準備をしてきたGHQにとつては、これが一つの契機となり、以後マッカーサー三原則の提示からGHQ草案の作成という形で、新憲法制定に大きく関与し始める。

ところで、民政局には、憲法起草のために運営委員会をはじめ、立法権、行政権、司法権、人権、地方行政、財政や天皇・授権規定に関する委員会の合計八つのグループが設置され、それぞれの分野ごとに草案の起草作業が進められた。³⁸⁾ 民政局内部の一連の作業内容については、エラマン (R. Ellerman) によって記録された会議の要録がある。小委員会ごとに議論して作成された第一次試案を運営委員会で検討した末に第二次試案ができあがり、³⁹⁾ そこには皇室財政について、次のような規定案が記されている。

Article The entire income of the Imperial Household shall be turned into the public treasury and the expenses of the Imperial Household shall be appropriated by the Diet in the annual Budget.

二月七日に行われた第一次試案に対する討議の後できたこの第二次試案は、財政に関する委員会を司つていたりゾー (Frank Rizzo) 陸軍大尉によって提出されたものである。上記皇室財政に関する規定は、この一ヶ月前の一九四六年一月七日にSWNCCによって承認され、同一一日付にマッカーサーに「情報」として送付された「日本の統治体制の改革 (SWNCC228)」⁴⁰⁾ において示されたものとほぼ同一であった。異なるのは、試案の“by the Diet”の部分にSWNCC228では“by the legislature”となっている点だけである。見てわかるとおり、この段階では、一切の皇室収入が国庫に帰属すること、および皇室費を毎年予算に計上して国会の承認を得るという二点しか掲げられておらず、GHQ草案における皇室財産を国有化する規定もなければ、世襲財産の除外規定も含まれていない。この第二次試案が最高司令官に提出された後、さらに二月一二日の運営委員会によって最終的な検討が加えられてGHQ草案の成案が完成することになるが、⁴¹⁾ この日の運営委員会要録の財政 (Finance) の箇所には、皇室財産について興味深い内容が残されている。⁴²⁾

The statement of Dietary control over the income and

the expenditures of the Imperial Household was made more emphatic by explicitly stating that all property belonging to the Imperial Household, other than hereditary estates shall belong to the nation, and the income from all Imperial properties shall be paid into the national treasury; allowances and expenses of the Imperial Household shall be appropriated by the Diet in the annual budget. On the suggestion of Colonel Rowell exception from national ownership was made in the case of hereditary estates. An ESS and NRS paper, to which the Government Section has given concurrence, recommended that exception from national ownership be made for the Imperial Estates around Kyoto that have belonged to the Emperor's family since the early Tokugawa Shogun period.

この中で言われている主な点は三つある。一つは、皇室の収入および支出を国会の統制下に置くという点をさらに強調するために、従来の試案の内容に加えて「世襲財産を除く一切の皇室財産は国に属する」点を明確に宣明すべきであること、二つは、世襲の財産を国有化の例

外としたのは、ラウエル (Milo E. Rowell) 中佐の提案に基づくこと、三つは、経済科学局 (ESS) と天然資源局 (NRS) による文書 (民政局も同意を与えている) では、徳川時代の初期から皇族が所有してきた京都周辺の皇室の財産については国有化の例外としてどうかという勧告がなされていることである。一つ目の点はまさに、この後できあがるGHQ草案の成案第八二条の規定内容とほぼ同一のものがこの段階で出来上がったことを意味する。二つ目および三つ目の点は、本稿で疑問を提示した「世襲財産」の本質と密接に関連する。ラウエルの言う世襲財産が、経済科学局と天然資源局の提案した京都周辺の皇室財産と同じものを指すのか、またはこれを含むものなのか、もしくは別のものなのか、両者の関係はこの記述からだけではわからない。⁴³⁾ GHQ草案の起草過程において、皇室の世襲財産規定に関与した者(部局)、および国有化の具体的な例外まで考えられていたという点が判明したのは、GHQ草案以降のGHQと日本との折衝経緯を検討する上でも一つの参考になるものであろう。

〈一九四六年一月の動向—民政局（GS）・経済科学局（ESS）・天然資源局（NRS）の合意—〉

これまで見てきたことから、GHQ草案起草段階における世襲財産の除外規定がラウエルの提案に基づくものであり、皇室財産に関する政策を主に担当していたのが、民政局、経済科学局、天然資源局であったことがわかった。それでは、この三者が、どのような経緯を経て二月一二日の結論に至ったのだろうか。

GHQ草案起草から遡ること一ヶ月、一九四六年一月一日、ラウエルは日本の民間の憲法研究グループの憲法改正案に目を通し、それに対して所見を発表している。「幕僚長に対する覚書—私的グループによる憲法改正草案に対する所見—」⁽⁴⁴⁾というのがそれである。この民間の憲法研究グループというのは、高野岩三郎をはじめ鈴木安蔵や森戸辰男といったメンバーから成る憲法研究会のことである。この研究会案がGHQ草案に対して一定の影響を与えたであろうことは広く知られているところである。一二月二八日に完成した研究会案は、早くも年内のうちに翻訳に着手され、その後細部の修正がなされたものにラウエルが目を通した。⁽⁴⁵⁾ 所見の中でラウエルは、「いち

じるしく自由主義的な諸規定」と評価する項目で、研究会案にあった皇室費の議会統制（「皇室費ハ一年毎ニ議会ノ同意ヲ経ヘシ」）をその一つに挙げている。しかし他方で、皇室財産や世襲財産に関しては言及していないこと、GHQ草案が発表された後の二月末、鈴木安蔵がその著書の中で、改正案（GHQ草案）に対して「皇室の世襲財産は、議会の議の外に置かれている」と批判的な見解を述べている点に鑑みると、憲法研究会案がGHQ草案の世襲財産という箇所⁽⁴⁶⁾に何らかの影響力を持ったとは考えにくい。世襲財産に関する規定は、やはりGHQ内部において、一九四六年一月中に固められた方針を最終段階で条文化したものである可能性が高い。

さて、経済科学局は先述のとおり、戦後早くから皇室財産の価額算出や財産取引などを停止する凍結処理を実施し、皇室財産に対して課税を行うことを企図していた。一方、農林業や水産業などに関する施策の立案・助言を行っていた天然資源局は、皇室財産（主に御料林などの山林）⁽⁴⁷⁾を農林省に移管するという独自の計画を有していた。このように皇室財産について、部局ごとに課税と農林省移管という二つの異なる立場があったが、一九四六

年一月二九日に経済科学局と天然資源局と民政局、三者の代表が参加して非公式にひらかれた会議において、それぞれの考え方が検討されることになる。

この日の会議への出席者は、民政局のラウエル、経済科学局のハットフィールド (Rolland F. Hatfield)、天然資源局のスウィングラー (W.S. Swingler) などであった。スウィングラーは天然資源局の従来どおりの考え、すなわち皇室所有の山林を農林省に移管するということを改めて主張した。⁴⁸ その根拠として、昨今、当該山林から材木が盗まれていること、山火事の起りやすい季節になってきていることなどを挙げている。そして、二万五〇〇〇エーカー以上のものは国有とし、それ以下の散在する部分については、⁴⁹ それぞれの公共体に渡すのがよいという提案をおこなった。またこれらの土地森林を戦時賠償に充てるという考えについては、土地の買い手もいなければ、売却できる材木を用意する時間もかかるとして、反対している。⁵⁰ これに対して経済科学局のハットフィールドは、天皇がこれらの土地を下賜しようとしていること、および、天然資源局の言うような形で山林を農林省に移管するためには、まずもって天皇の勅書に

よって世伝御料を解除して普通御料としてからでないを実施できないので現実的でない点を挙げて反論した。この会議に先立ってラウエルは皇室財産についてホイットニー宛に一つの覚書を送っている。⁵¹ この中で、すでに経済科学局による皇室財産への課税という案に賛同していたラウエルは、そこに天然資源局の提案を盛り込んだ折衷案とも言うべきものを提示した。その内容は、①御料地という名の土地財産は、世襲財産を除いて、すべて農林省に移管すること、②世襲財産は皇室の私的財産として保有され、課税対象となること、③帝室博物館の財産は、それぞれ適切な省庁に移管すること、④すべての流動財産は、皇室からそれぞれ適切な機関へ移管されること、⑤すべての皇族財産は、私的財産として皇族に返すこと、⑥禁衛府および学習院を宮内省から除外すること、といったものであった。⁵² まさに①と②の点が、天然資源局と経済科学局の主張をそれぞれ取り入れた形になっていることがわかる。そして最も注目すべきなのが、②の「世襲財産は皇室の私的財産として保有され、課税対象となること」とされた点である。ラウエルはこの提案について、次のように述べている。

「天皇の財産に影響を及ぼすということは、日本の天皇を崇敬している人々にとって、重大なる関心事である。天皇による国民の統制なくしては、我々の占領政策は成し得ない。我々は、天皇を原因とするいかなる問題も決して起こさない。：(中略)：マッカーサーなら、このような皇室の財産を我々が取り上げるといやり方ではなく、日本政府に天皇の財産を取り上げさせるという方法を良しとするのではないかと思う。これがもつとも望ましいやり方である。我々は自ら改革を進めようとする日本政府に対して、問題がごく本質的であつたり、我々が望まないことをなさうとしたりしているときにだけ、命令を与えるべきである。：(中略)：天皇は自身の世襲の資産を持つが、それに対しては日本政府が課税する。もしそのための金銭を用意できるなら良し。もしできないのであれば、その資産を売却するのが望ましい。天皇が財産を有するとすれば、それは国民の立場において保有しなければならぬ。天皇は国会からその費用を受け取るが、このことは我々が天皇を一種の国家的機関 (a state functionary) としてではなく、一人の人間 (a human being) として扱っているということを適度に示

すサインのようなものである。天皇の私的財産は、他のいかなる人の私的財産と同じ法律に従うのである。⁵³⁾」
ラウエルは、天皇を一般国民 (private citizen) と同じに捉えようとした。それゆえに、国有化の例外として天皇の手に残す世襲財産も私的財産であるし、国民と同様の法律に基づいた課税対象となるといっているのである。そしてその課税は、日本政府自身の手によっておこなわれるのが望ましいという考え方であつた。ところが、先の一月二四日の覚書でラウエルは、「経済科学局は、天皇の財産が公的とみなされるべきか、私的とみなされるべきかという問題が複雑であると述べたが、結論には至っていない。JCSI380-15においては、皇室財産は公的財産としてみなされるべきであることを確認した」旨を記している。⁵⁴⁾ JSCI380-15というのは、一九四五年一月三日に統合参謀本部 (JCS) によって承認されたマッカーサーに命令された「降伏後における初期の基本的指令 (JCSI380-15 “Basic Initial Post Surrender Directive to Supreme Commander for the Allied Powers for the Occupation and Control of Japan”)」のことである。皇室財産の公私について、この指令の中で言われて

いることと会議での結論が異なることになったわけである。⁵⁵ハットフィールドはこの点について「すべての皇室財産は公的財産とみなすという趣旨の指令をワシントンから受けている。もし我々が天皇に世襲財産の保持を認めるとなれば、そのことについてワシントンの承認を得る必要があるのではないだろうか」と発言している。⁵⁶しかしこれに対して、同じく会議に出席していた法務局(LS)のコバート(Covert)は、「皇室財産の処理やその方法については、当然に天然資源局、経済科学局、そして民政局が問題の適切な処置のために決定をおこなう」と答え、その主たる管轄権限がGHQにあることを改めて確認した。⁵⁷

ところで、この後コバートは、これらの議論を踏まえ、皇室財産の公私がよく理解できないと改めて質問している。ハットフィールドは「皇室は、皇室財産の法律上の所有者である」とした上で、「皇室財産にはその扱いが異なる二種類の財産がある。一つは世伝御料であり、一つは普通御料である。前者は勅書がなければ譲渡できず、課税もされない。後者は譲渡は可能だが、やはり課税はされない」と説明したあと、「世伝御料は、まった

くもって明白に公的財産である。普通御料のほうは、私的財産という面が幾分ある」と答えた。ラウエルは、「概して、皇室財産は、国家に帰属する公的財産にかなり近いものである。しかしその財産は、皇室の維持および扶養に充てられるものであった」と述べた。⁵⁸ここからは、当時GHQ内では、戦前の日本の皇室財産に関する調査研究がかなり進んでおり、しかもその内容は相当程度まで把握されていたということが読み取れる。皇室財産を「公的」と捉える認識があつてなおその上で、天皇を一般国民と同様に扱い、その世襲財産を私的財産とみなし課税対象にするという結論を導いた点は、非常に重要な意味を持つ。

二月二日には、ラウエルからホイットニー宛に、この日の合意とほぼ同内容の覚書が送られた。⁵⁹この合意にしたがつて、GHQ草案第八二条の皇室財政規定の形ができあがったと考えられる。

四 総括

本稿では、GHQ草案において初めて規定されることになった「世襲財産」の意義を、草案が成立するまでの

関係部局の覚書や史料の観点から明らかにすることができた。具体的には、①GHQ草案に至る過程で、皇室財産についてその管轄を有していたのは、経済科学局、天然資源局、民政局であったこと、②最終的には民政局のラウエルが中心となつて、規定の骨子が作られたこと、③彼らは戦前の皇室財産の特殊性（公的性格）やその制度を理解していたにもかかわらず、戦後、天皇を国民と同じように捉える趣旨で、世襲財産を課税対象となる私的財産とみなしたこと、が今回の研究で新たに判明した点である。JCS1380-15において皇室財産が公的であることとみなされていたことと、天皇を私的人間と捉えることでその財産も私的であると考へたGHQとの間に、何らかの作用もしくは政策的意図が働いたかどうかは現時点では不明である。その後設置されることになる極東委員会との関係があるのかもしれない。加えて、二月二二日の運営委員会要録にあった世襲財産の具体的内容が何に基づいているのか、一月二九日にとりかわされた意見などが、その後の憲法制定過程における皇室財産論議にどのように関わってくるか、といった部分はさらに究明が必要な点である。

このGHQ草案までの立法経緯を見る限りでは、冒頭に問題提起した「世襲財産は私的財産のひとつである」という通説的解釈は、ある意味においては間違ひではないということになる。但しこの解釈については次の二点を考慮しなければならぬ。一点は、草案起草段階では、森林や土地について言及されているのみで三種の神器などの特殊な動産の扱いについてはまだ触れられていないこと（したがって世襲財産といつても今とまったく同じものを指していたわけではない可能性がある）、そしてもう一点は、このような解釈の背景には「皇室財産に課税をする」という目的先にありきの思想があつたのである。皇室財産は元来公的性格を有するものとして認められていた、という点である。戦後七〇年が経とうとする今日においても皇室財産に対する課税がなされることを当時のGHQが予想・計画していたかどうかはともかく、明治期から戦後GHQ内部の認識に至るまで、皇室の財産が「公的性格」の強いものであるという考え方が存在していたことを本稿では確認することができた。従来の世伝御料はいうまでもなく、普通御料ですら純粹にプライベートなものではなく公的性格を帯びるものであつた。

そしてその上であえて天皇を国民一般と同様にみなしてその財産に課税するために世襲財産を私的財産とGHQが断じた点は再度強調しなければなるまい。このような立法経緯に鑑みると、現在、皇室への費用やその財産を明確に「公」と「私」というように分けることが可能なかどうか、⁶⁰また皇室における「公」「私」の概念とは何かという根源的な疑問も生じてくる。公私を峻別することが、現実にはたとえば、支出を伴う皇室祭祀の性格（二連の自室祭祀や儀式も途中でその性格が変わるため、政教分離の観点から支出名目もかわる）や、冒頭に述べた皇室財産に対する税の賦課といった重要な問題にも派生するのである。

今回明らかにしたGHQ草案起草過程における皇室財産の取り扱い方は、現在の皇室財産・世襲財産の性質をめぐる議論にも資するものである。これを踏まえたうえで今後は、GHQ草案以後の立法経緯はもとより、皇室経済法に規定される皇室費の性格や、課税に関する他国王室との比較といった多角的な視野からの論及も試みたい。

(1) 詳細は、拙稿「近代皇室の私的財産に関する一考察——皇室財政制度の実態と変遷——」日本大学大学院法学研究科『法学 研究年報』第三六号（二〇〇六年）七八頁以下、及び「皇室財産の公私とその問題点」憲法学会『憲法研究』第四二号（二〇一〇年）一〇五頁以下を参照されたい。費用に関しては、皇室行事に支出される費用の性格（それぞれの行事の性格と関連して）や、内廷費・宮廷費・皇族費の分類の不明確性などの問題がある。また財産については、毎年国会の議決を経て国庫から支出される皇室費の残余を積み立てた皇室財産の法的位置づけ（皇室経済法四条二項には「内廷費として支出されたものは、御手元金となるものとし、宮内庁の経理に属する公金としない。」とあるが、その実際の使途に鑑みてこれをただちに私金と解してよいか）などに関して未だ議論が不十分である点に言及している。

(2) 森暢平『天皇家の財布』（新潮新書、二〇〇三年）一一九頁以下。御由緒物とされたものの内訳は、三種の神器関連五件（八咫鏡、八尺瓊勾玉、天叢雲剣の三種の神器と宮中三殿（賢所・神殿・皇霊殿）、壺切の御剣）、儀式関連・古文書類五五五件（東山御文庫の収蔵品など）、装身具類二〇件（冠、胸飾り、腕輪、指輪、扇子など）となっている。

(3) 野中俊彦 中村睦男 高橋和之 高見勝利『憲法I（第三版）』（有斐閣、二〇〇〇年）一四一頁、佐藤幸治

『憲法 (第三版)』(青林書院、一九九六年) 二六〇頁、宮澤俊義 著 芦部信喜 補訂『全訂 日本国憲法』(日本評論社、一九七八年) 七三五頁、佐藤功『日本国憲法概説』(学陽書房、一九九六年) 三五七頁など。

(4) 小林宏 島善高『日本立法資料全集 明治皇室典範 (上)』(信山社、一九九七年) 二五八頁。この内容は、国憲取調委員の横山由清が「国憲按載スル所ノ皇帝所有ノ不動産及ヒ歳入ノ事ニ就テ予定スル所ノ意見案」(明治九年一〇月)の中で述べている。

(5) 皇室財産設定をめぐる議論や、皇室令の成立経緯については、川田敬一『近代日本の成立と皇室財産』(原書房、二〇〇二年) 四一頁以下が詳しい。

(6) 酒卷芳男『皇室制度講話』(岩波書店、一九二四年) 一九八頁。

(7) 皇室財産令第一五条にいう公用徴収の場合は別である。

(8) このために旧典範第四六条、皇室財産令第一三条の宮内大臣による公告規定がある。

(9) 皇室財産令第三条「民法第一編乃至第三編商法及附属法令ハ皇室典範及本令其ノ他ノ皇室令ニ別段ノ定ナキトキニ限り御料ニ関シ之ヲ準用ス」

(10) 佐藤達夫 著 佐藤功 補訂『日本国憲法成立史 第三卷』(有斐閣、一九九四年) 二五八頁。なお、川田、前掲書六一頁によれば、世伝御料は皇城・離宮など以外

は、相当の収入が見込まれるものでなければならぬとされたから、皇室典範から動産に関する明文は削除されたが、枢密院諮詢案には、正倉院宝庫の御物も列挙されていたという。

(11) 美濃部達吉『新憲法概論』(有斐閣、一九四七年) 七二頁、宮澤・芦部、前掲書七三五頁。

(12) 川田、前掲書二五八頁も参照されたい。

(13) 有賀長雄「国家と宮中との関係」国家学会事務所『國家學會雜誌』一六七号(一九〇一年) 一頁。

(14) 穂積八束 著 三浦裕史 解説『皇室典範講義・皇室典範増補講義 日本立法資料全集別巻二六四』(信山社、二〇〇三年) 二七〇頁以下。

(15) 川田、前掲書一九三頁。

(16) 酒卷、前掲書一九七頁。

(17) 酒卷、前掲書一九七頁。

(18) 美濃部、前掲書七二頁。

(19) 世伝御料の内容は、明治二三年宮内省告示第二十七号で次のように勅定された。(有賀長雄 編 三浦裕史 解題『皇室制度稿本 日本立法資料全集』(信山社、二〇〇一年) 一七八頁)

宮城 東京府

赤阪離宮 東京府

青山離宮 東京府

濱離宮 東京府

芝離宮	東京府
京都皇居	京都府
二條離宮	京都府
桂離宮	京都府
修學院離宮	京都府
函根離宮	神奈川県
正倉院寶庫	奈良縣
三年町御料地	東京府
高輪御料地	東京府
上野御料地	東京府
南豊島御料地	東京府
函根御料地	神奈川県
畝傍山御料地	奈良縣 山梨縣
度會御料地	三重縣
富士御料地	静岡県
天城山御料地	伊豆國
千頭御料地	静岡県 長野縣
萩原御料地	山梨縣
丹澤御料地	静岡県 神奈川県 山梨縣
三方御料地	静岡県
相川御料地	山梨縣
木曾御料地	長野縣 岐阜縣
七京御料地	岐阜縣
段戸御料地	愛知縣

錦織御料地 岐阜縣

北上川御料地北海道(石狩國)

なお、『皇室財産たる御料地は二三万町歩に上るが、大体が明治十八年から二十三年に国有財産から切り換へられたものであり、「帝室林野局五十年史」(六〇六頁)によれば、その国有財産は幕府時代の幕府領又は藩領であつたものを国有とした』という。里見岸雄『萬世一系の天皇』(錦正社、一九六一年)二六八―二七一頁。

(20) 北山富久二郎「皇室財政の変遷」学習院大学政経学会『学習院大学政経学部研究年報』I巻(一九五三年)五〇六頁以下。

(21) この通達では、日本の財政金融に関する多くの事項につき、その詳細報告を提出することを要求している。この中で皇室財政の現況報告も要求していることは、皇室をいわゆる「金銭ギャングの最大のもの」(the greatest of the "Money Gang")とアメリカが考えていたことを意味する。これは、初期の対日方針の中、「経済」の章の中で述べられている「日本の大部分を支配した金融及び金融上の大コンピネーションの解体を指示すべきこと」という文言の趣旨とも一致する。この点については、黒田久太『天皇家の財産』(三一書房、一九六六年)一三八頁。(22) 芦部信喜 高見勝利『日本立法資料全集七 皇室経済法』(信山社、一九九二年)六頁。なお、詳細な皇室財産評価額内訳は、『Holdings of Imperial Household as of 1

September 1945” (六一頁) 参照のこと。この価額は当時の国家予算のおよそ二%にあたり、現在の価値にして二兆五〇〇〇万円相当である。

(23) Memorandum: Imposition of Controls over Property of the Imperial Household 14.November1945 芦部・高見・前掲書六五頁。

(24) SCAPIN AG091.3(18 Nov.45) ESS/ FI Memorandum for: Imperial Japanese/Government 芦部・高見、前掲書六八頁。

(25) 芦部・高見、前掲書六五頁。項目 a (i) では、例えば土地や不動産、有価証券、建築美術品など一切の重要資産の処分や取得、皇室の所有する有価証券に関する議決・一切の議決権の行使をはじめ、第一次予備金・第二次予備金(皇室会計令第三一条)の一切の支出に至るまで、すべてについて総司令部の事前の許可を必要としている。

(26) AKIN; Memorandum Subject “Public Finance” 24. October 1945 (伊藤悟 奥平晋『占領期 皇室財産処理』東出版(一九九五年)六八頁～七一頁。)

(27) SCAPIN no.337 95.Memorandum concerning Elimination of War Profits and Reorganization of National Finances.24.Nov.1945 日本管理法令研究会『日本管理法令研究』第一卷第五號(大雅堂、一九四六年)四二頁。

(28) 高柳賢三 大友一郎 田中英夫『日本国憲法制定の過程 I 原文と翻訳』(有斐閣、一九七二年)九九頁。

(29) 江藤淳『占領史録 第三卷 憲法制定過程』(講談社、一九八二年)一六二頁～一七〇頁。

(30) 高柳・大友・田中、前掲書二九九頁。なお、同書によれば「皇室ノ一切ノ財産ハ国民ニ帰属スヘシ」の部分の「nation」を「国」とするが、一九四六年二月二六日臨時閣議で配布された外務省仮訳は、「国民」となっている(本文はこちらに拠った)。三月五日案以降は「国」になっっていることに照らして、ここでの nation は国の意味に解するのが妥当と思われる。

(31) 詳しい経過については、川田敬一「日本国憲法制定過程における皇室財産論議―『皇室経済法』制定前史二―」金沢工業大学日本学研究所紀要『日本学研究 第七号』(二〇〇四年)一五一頁以下を参照のこと。

(32) ケーデイスおよびホイットニーによる修正案で「世襲財産」が削除された趣旨は、「皇室は一旦はすべての財産を失うことになるが、今後、予算から得られる収入を節約し、また、第八条の献上の途を経て私有財産を築き上げていくことができる。原案では、いかに財産を持つても収入は得られずタイトル(名目)だけとなる。」[この案(ホイットニー案)であれば、一切の皇室財産は国有的とするというのであるが、何が皇室財産であるかは日本政府で決定することが出来る。もちろん、その中には、

天皇の私有財産は入らないものと解し得る。条文上は皇室は無一物になる様に見えるが、実際の運用は日本政府に任されているので、その意味で原案より有利である」というものであった。さらに、「宮城は公的なものと認められるから別だが、京都御所などは第八条の議決によって天皇に譲渡し、その personal property とすることができよう」とも述べられている。(佐藤達夫 著 佐藤功補 訂『日本国憲法成立史 第四卷』(有斐閣、一九九四年) 八〇三頁以下。

(33) 入江俊郎『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題』(第一法規出版、一九七六年)三七四頁。

(34) 古関彰一『新憲法の誕生』(中公文庫、一九九五年)一〇六頁。

(35) Government Section Meeting with Far Eastern Commission 17.January 1946 (Hussey Papers 国立国会図書館所蔵 Microfilm Reel5 (YE-5))。

(36) 古関、前掲書一一八頁。

(37) Whitney; Memorandum for The Supreme Commander Subject: Constitutional Reform 1.February 1946 (高柳・大友・田中、前掲書九〇頁、傍点は筆者による)。

(38) 古関、前掲書一一六頁。

(39) Rizzo; Memorandum for The Chief, Government Section 条数は書かれていない。(高柳・大友・田中、前掲書一六七頁。)

(40) 高柳・大友・田中、前掲書四一二頁。

(41) 高柳・大友・田中、前掲書一一七頁。

(42) Rowell; Review of the Amended-Drafts by the Steering Committee, 12 February 1946 Hussey Papers, Reel5

(43) 国有化の除外例として挙げられた京都御所については、注(32)も参照されたい。

(44) Rowell to Whitney, “Comments on Constitutional Revision proposed by Private Group” 11.January 1945 Hussey Papers, Reel5

(45) Translation of Draft Constitution Prepared by a Private Study Group known as the Constitution Investigation Association, as published December 28, 1945 Hussey Papers, Reel5

(46) 鈴木安蔵『民主憲法の構想』(光文社、一九四六年)一六一頁。

(47) C. Whitney to NR, “Imperial Household Property” 12.January 1945 (国立国会図書館所蔵 Microfiche Sheet No. GS (A)-00589)

(48) Rowell to Whitney, “Proposed Memorandum to the Imperial Japanese Government, AG091.3 (10.Jan 46) NR, received by this Office for Concurrence” (国立国会図書館所蔵 Microfiche Sheet No. GS (A)-00590)

(49) Rowell, Hatfield, Covert, Ellsworth, Swingler, and

Grober, “Minutes of Meeting to Determine Disposition of the Imperial Forests” 29.January 1946 Microfiche Sheet. No. GS (A) -00590

(50) *Ibid.* なお、民政局や経済科学局も、天然資源局の主張した「皇室の山林関連の土地財産を戦時賠償に充てない」という考えに賛成している。但し、ラウエルは「土地から生じる収益については、賠償に充てるべきだが、きると述べている。

(51) Rowell to Whitney, “The Imperial Household” 24.January 1946 Microfiche Sheet No. GS (A) -00590

(52) Rowell, Hatfield, Covert, Ellsworth, Swingler, and Grober, *op.cit.*

(53) *Ibid.* 要約は筆者による。

(54) Rowell to Whitney, “The Imperial...*op.cit.*”

(55) Joint Chiefs of Staff, “Basic Directive for Post-Surrender Military Government in Japan Proper” 3.November 1945 (国立国会図書館所蔵 Microfiche Sheet No.TS-00305) なお、皇室財産を公的とみなす内容は「以下に掲げる paragraph 5 に基づいたものと思われる。

“All property, real and personal, owned or controlled by any of the organizations referred to in paragraph 5 g above, should be considered public property. If there is any doubt as to the public status of any property (e.g., property of quasi-official companies or of private

companies in which the Japanese Government or the Japanese Imperial Household has an important interest), it should be considered public property. Imperial Household property shall not be exempted from any action necessary to carry out the objectives set forth in this directive.”

(56) Rowell, Hatfield, Covert, Ellsworth, Swingler, and Grober, *op.cit.*

(57) *Ibid.*

(58) *Ibid.*

(59) Rowell to Whitney, “The Imperial Household Properties” 2.February 1946 Microfiche Sheet No.GS (A) -00590

(60) 榎原猛「憲法―体系と争点―」(法律文化社、一九八六年)二六九頁において榎原教授は「(憲法)八八条を素直に読む限り、皇室に私有財産を認める余地は全く存しない。」と述べている。その論拠として①皇室の財産授受行為に国会の議決を要するとしていることから、八条は皇室の私有財産享有能力を前提としているのではなく、皇室財産がすべて国有であることを前提としたものである。②皇室経済法にいうところの内廷費および皇族費を御手元金として皇室にその自由使用を認める(四・六条)のでこれらの費用は一見皇室の私有財産のように見られるが、正式には国有財産の一部につき、国会

が皇室による自由使用を認めたものと解すべきである、
③神器・宮中三殿など「皇位とともに伝わるべき由緒ある物」（皇室経済法第七条）も、それが天皇の意のままに処分できないことからして私有財産とは考えられない、ということを挙げている。また、葦津珍彦は、戦前の酒巻に似た考えを主張している。すなわち、天皇の「公」としての地位を認めることで、「私」はないとした上で、皇室財産を一定の寄付行為のために（この場合の寄付行為は、皇室の御用に奉仕するもの）設立された特殊な財団の公金であると解している。（皇室法研究会 共同研究『現行皇室法の批判的研究』（神社新報社、一九八八年）一九〇頁以下。）